※学校内での回覧にご使用ください。

回覧	

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

災害共済給付ナビ

【専門家に聞く】
スポーツ活動中に多い眼の事故防止および事故対応…p. 1、2

【災害共済給付に関するお知らせ】
災害共済給付に関する　よくあるご質問…p. 3
請求の前に、ご確認ください！～速やかな給付のために～…p. 4

あの「いかのおすし」が動画になりました！…p. 5
乳幼児の頭部外傷～防止と対応～…p. 6

【災害共済給付オンライン請求システム】
ユーザ ID・パスワードに関する　よくあるご質問…p. 7

vol. 06
令和6年9月号















独立行政法人　日本スポーツ振興センター

【専門家に聞く】

スポーツ活動中に多い眼の事故防止および事故対応

はじめに



医療法人社団慈眼白山会
えだがわ眼科クリニック
院長 枝川 宏

わが国では、毎年こどもたちに多くの眼外傷が起こっていて、その多くはスポーツによるものです。眼は、体の中で全情報量の8割を取り入れていると言われている大切な器官ですが、外傷にはとても脆弱な器官で、一度の眼外傷でも取り返しのつかない後遺症が残る可能性があります。視力低下や視野欠損などの後遺症が残ったこどもには、スポーツだけではなく、その後の人生に大きな影響が残ります。

1．スポーツ眼外傷について

1）スポーツ眼外傷の割合

日本スポーツ振興センター（以下JSC）の災害共済給付医療費データによると、学校では例年約7万件の眼外傷が起こっています。その中でスポーツ眼外傷は約3万件で、眼外傷の約4割を占めています。これを中学校、高等学校等、高等専門学校で見るとスポーツ眼外傷は約8割となり、眼外傷の原因はほとんどがスポーツであることが分かります。

2）外傷の原因

スポーツ眼外傷の原因には、身体・ボール・器具との衝撃、塵（ちり）や埃（ほこり）や風による乾燥、化学物質などが挙げられますが、原因の約8割はボールによる外傷です。眼外傷が起こった状況は、「ボールに当たる」が4割で最も多く、次いで「他者との接触」「転倒・落下」「バットが当たる」などです。これらからすると、スポーツ眼外傷の多くは球技で起こっていることが分かります[1)]。

3）重度のスポーツ眼外傷

JSCでは外傷によって重度の障害が残ったこどもに障害見舞金を給付しています。給付が最も多い部位は直近の10年間（平成25年度～令和4年度）を見ても眼部で、全体の約3割を占めています。（図1）また、スポーツ活動中の眼外傷の競技種目を見ると、野球、サッカー・フットサル、バドミントン、ソフトボール、バスケットボール、テニスなどの球技で、全体の9割を占めています。（図2）

図1 障害種別

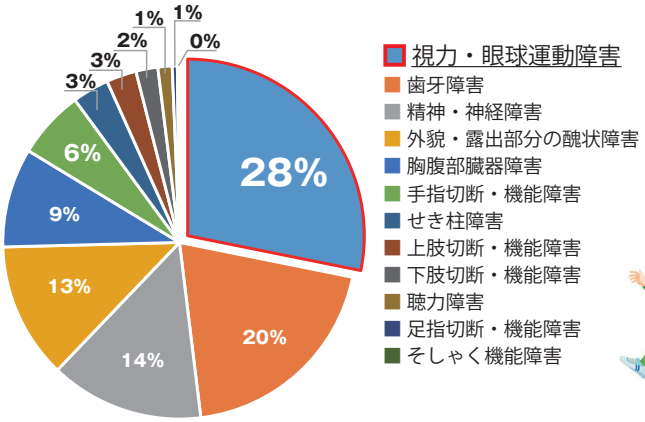
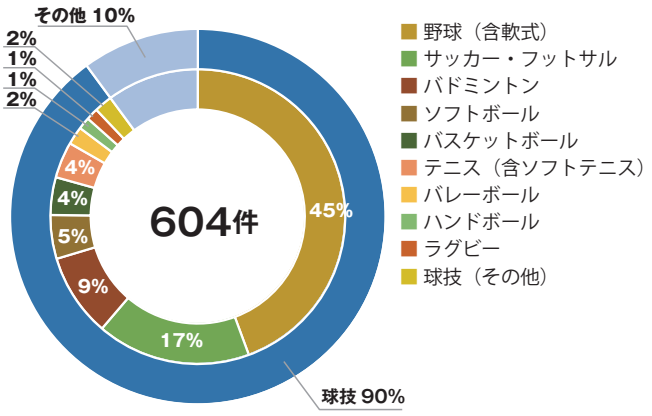




図2 学校におけるスポーツ眼外傷の競技種目



2．スポーツ眼外傷の処置について

1）眼外傷が起こったときの注意点

眼外傷が起きたときは、痛み、視力、見え方に注意してください。（図3）

図3

症状についての注意	
1	痛み・視力・見え方に注意する
2	痛みと重症度は一致しない
3	受傷後しばらくして現れることもある

痛みは、傷害を受けた場所が眼球前部のときは強く感じますが、眼球後部のときは強く感じません。したがって、痛みの程度だけで眼傷害の重症度を判断することはできません。また、眼窩底（がんかてい）骨折は眼の症状よりも、吐き気、嘔吐（おうと）、ぐった

りするなどの症状が現れることがあります。
　眼外傷が起きると視力は低下しますが、受傷直後から起こることもあれば、受傷後数日～数カ月して起こることもあります。
　見え方は、飛蚊（糸くずやゴミのようなものが浮いて見える）、光視（実際にはないはずの光が視野の一部に一瞬光ったように感じる）、視野が欠ける、歪んで見える、複視など、様々な症状が現れます。症状は受傷直後だけでなく、受傷後数日～数カ月して起こることもありますので、受傷後しばらくの間は注意が必要です。

2）眼外傷が起こったときの対応（図4）

　外傷を受けたときの対応は大切です。眼の現状を保つには「無理に開かせない」「強く押さえない」などの対応が、外傷後の感染を防ぐには「異物が入らないように眼を覆う」「眼と眼の周辺を清潔に保つ」などの対応が必要です。また、グラウンドに引く白線が消石灰（水酸化カルシウム）の場合は、消石灰が角膜損傷を起こすので、眼に入ったときはすぐに洗眼が必要です。これらの対応後はなるべく早く眼科医の診察を受けてください。あわせて、事故が起きたときに診察や処置が受けられる医療機関をあらかじめ探しておくことも大切です。

図4

現場の処置で大切なこと	
1	無理に眼を開かせない
2	強く押さえない
3	異物が入らないように覆う
4	化学物質の場合は十分に洗う

3．スポーツ眼外傷の予防について

　野球の眼外傷は、打撃の自打球や守備の捕球ミス等で多く起こっています。自打球は近距離から高速度で飛んでくることから、本人は球を認識できないので、避けることはできません。
　毎年多くのこどもたちにスポーツ眼外傷が起きています。その中の何人かは、眼外傷によってスポーツをあきらめなければならないだけでなく、普段の生活でも困る後遺症を残しています。スポーツ眼外傷で後遺症が残ったこどもを診察した経験では、受傷したこどもは受傷時に眼を保護せずにプレーをしており、一度の外傷でスポーツができなくなったこどももいました。
　スポーツ眼外傷による後遺症がその後のこどもの進路や生涯の生活にハンディキャップとなるような状況になる可能性があることを考えると、スポーツ眼外傷は楽観できません。
　しかし、今は、スポーツ眼外傷は以前のように予防することが難しい傷害ではなく、予防できるものだと考えられています。米国眼科学会（American Academy of Ophthalmology）では、スポーツやレクリエーションによる眼外傷の9割は適切なスポーツ用保護眼鏡を使用することで防ぐことができるため、積極的にその使用をすることを提案しています[2)]。わが国でも2年前にスポーツ用保護メガネの安全基準が作られ、今年後半からその基準に準じたものが販売される予定になっています。わが国でも今まで行われてきた様々な予防手段だけでなく、スポーツ用保護眼鏡など新たな予防手段を用いることで、スポーツ外傷からこどもの眼を守ることができるようになると考えられます。

おわりに

　スポーツによる眼外傷は、ここ10年間にわたって中学校、高等学校等、高等専門学校で起こった眼外傷の原因の約8割と最も多く、JSC が給付を行う障害見舞金の中でも極めて件数が多いのです。
　後遺症の残ったこどもたちには、スポーツだけでなく、その後の人生にも大きな影響が残ることを考えると、スポーツ眼外傷を予防することは、とても重要なことです。

参考文献

1）平成28年度 スポーツ事故防止対策推進事業『学校でのスポーツ事故を防ぐために 成果報告書』（独立行政法人日本スポーツ振興センター）平成29年3月発行

2）The American Academy of Ophthalmology：Joint Policy Statement-Protective eyewear for young athletes, The Coalition to Prevent Sports Eye Injuries. Ophthalmology, 111：600-603, 2004.

【災害共済給付に関するお知らせ】

災害共済給付に関する よくあるご質問

災害共済給付において、よくお問い合わせいただくご質問を紹介します。
ご確認いただきまして、今後の災害共済給付の請求事務にご活用ください！

Q 中学校3年生の3月に学校でけがをしましたが、医療機関へ受診したのは高等学校※進学後の4月の場合は、どのように請求したらよいですか？ ※JSCの災害共済給付制度に加入している高等学校

A 医療費総額が5,000円（500点）を超えるまでは、中学校から請求してください。
5,000円（500点）を超えたあとは、中学校から高等学校へ引継ぎ（申し送り）をしていただき、高等学校から請求していただくことになります。

Q 部活動中、顧問が別の業務のため活動場所におらず、不在のときにけがをした場合、給付対象になりますか？

A 学校の管理下で実施されている課外指導としての部活動で起こったけがについて、部活動が行われる場所の距離や実施時間、生徒の発達段階などの実態等から、学校の判断により顧問が不在の場合であっても、教育計画に基づいて適切な指示や指導がなされていると解される場合は、給付対象となります。
なお、ご請求いただいた場合は、提出された書類を個別に審査させていただき、給付の可否を決定させていただくこととなります。



Q 学童保育中にけがをした場合は、給付対象になりますか？

A 一般的に放課後と解される時間帯あるいはこれを若干延長した時間帯に当該校の日直教師等が監督指導し、特に、「学童保育」「鍵っ子学級」などと名称を付して該当児童生徒を学校に残置させたせた場合は、放課後の時間に該当するものとして給付対象になります。
ただし、市町村等が学校と関わりなく放課後児童支援員を置き、学校・公民館などの施設を活用して行う学童保育は給付対象にはなりません。



Q 通学中に交通事故にあいましたが、給付対象になりますか？

A 「通常の経路及び方法により通学（通園）する場合」に発生した災害は、学校等の管理下の範囲として給付対象となりますが、災害共済給付と損害賠償を二重に受けることはできず、調整が必要となります。そのため、請求いただいた際には、自動車損害賠償責任保険の手続きの状況や損害賠償を受領した場合の金額の詳細を確認させていただくこととなり、災害共済給付の給付金額を超えて損害賠償金を受領している場合は、その損害賠償金を限度として災害共済給付を行うことができません。
なお、療養を継続する場合や療養の終了時において障害が残る場合等で、算定した給付金額が受領した損害賠償金額を超える場合は、超えた分の額を給付することとなります。



そのほかの「よくあるご質問」については、
災害共済給付Webに掲載しております。
こちらの二次元コードまたはURLよりご覧ください！！

【URL】
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/818/Default.aspx

↓災害共済給付Web
よくあるご質問ページ

学校（保育所等）及びその設置者のご担当の方へのお願い

請求時の留意点について

請求の前に、ご確認ください！
～速やかな給付のために～

提出された書類に不備があると、請求に係る手続きが再度必要となり、学校（保育所等）・設置者のみなさまの事務負担が増えるばかりでなく、保護者の方に速やかに給付金をお支払いすることができなくなります。

よくある照会事例

- 災害発生の状況の詳細が分からない。
- 「高額療養状況の届」が添付されていない又は記入内容に不備がある。
- 医療費総額が5,000円（請求点数500点）未満である。
- こども医療費助成制度等の利用の有無や、利用した際の自己負担額が分からない。
- 「医療等の状況」の医療機関所在地及び名称や「治療用装具明細書」の保護者記載欄等が記入されていない。

請求漏れはありませんか？
受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。



確 認 ポ イ ン ト

災害報告書

- ☐ 正しい災害発生日が報告されていますか？
 災害発生日が診療開始日より後の日付になっていませんか？
- ☐ 災害発生の状況について、『何をしていてどうなったか』が報告されていますか？
- ☐ 受傷部位は「医療等の状況」に証明された部位と同じですか？

医療等の状況

- ☐ 初診から治ゆまでの医療費総額（点数）が5,000円（500点）以上になっていますか？
- ☐ 証明日・医療機関所在地及び名称・氏名に記載漏れはありませんか？
- ☐ 公費負担医療制度（こども医療費助成制度等）の利用状況について報告漏れはありませんか?
 ※災害共済給付オンライン請求システムに利用状況をご入力いただいた場合は、「医療等の状況」に記載がなくても構いません。

添付書類

- ☐ 単位療養額が70,000円（7,000点）以上の場合に「高額療養状況の届」を添付していますか？
 ※助成制度利用時は省略可
 ※災害共済給付Webに「高額療養状況の届」の記入方法に関する説明動画を掲載しておりますので、保護者の方へご案内ください（「高額療養状況の届【記入方法掲載】」の裏面に、動画へアクセス可能な二次元コードがありますので、ご活用ください。）。
- ☐ 「治療用装具明細書」には領収書の写しが添付されていますか？
 また、保護者記入欄に記載漏れはありませんか？



JSC発行の「災害共済給付請求事務ガイドブック」もご活用ください。



よくあるご質問、請求に必要な様式は災害共済給付Webをご覧ください！
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

請求に関するお問い合わせは、
担当の地域事務所へご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部
JAPAN SPORT COUNCIL

あの「いかのおすし」が動画になりました

JSC 災害共済給付事業部では、2020 年にリニューアルした防犯対策紙芝居『はなちゃんのかえりみち～いかのおすし～』(小学生／保護者向け)に、このたびナレーションを付け、動画でもご覧いただけるようにしました。はなちゃんを通じて、登下校時に万一の事態が発生した場合の対処法を 6 分半程度で学ぶことができます。



「人通りが少ない」「死角になっている」といった危険な状況や「車中からの誘い」「車による連れ去り」「声掛け」といった犯罪の起こり方を理解しつつ、「誘いにのらない」「逃げる」「声を上げる」など、危険回避や対処行動を「**いか**」「**の**」「**お**」「**す**」「**し**」で覚えるのに最適な動画です。こどもたちが危険な目に遭ったとき、冷静に判断し、勇気を出して行動する力の大切さに気付くことができるよう、学校現場やご家庭でぜひご視聴ください。

【URL】https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1968/Default.aspx

「いかのおすし」部分だけを繰り返し学習するための
「いかのおすしカード～おぼえよう！いかのおすし～」も掲載しています















乳幼児の頭部外傷～防止と対応～



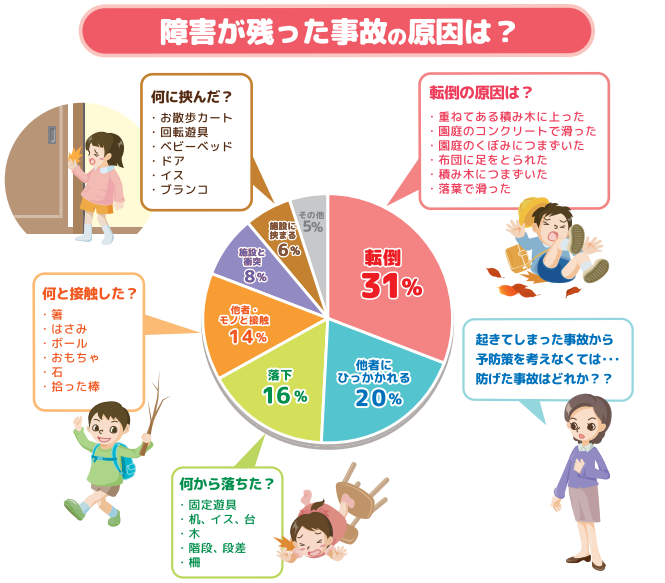
頭部が大きく、運動機能も未発達な乳幼児の保育環境では、転倒や落下による頭のけがを想定し、以下のようなポイントを押さえておく必要があります。過去の事例やデータを職員で共有し、事故の原因から予防策を考え、職員一人ひとりや園全体の危機管理意識を高めていくことも大切です。

頭部外傷の予防ポイント

1. 外で遊ぶときは帽子を着用させる。
2. 物や家具の配置に気を付け、出っ張り、転びやすい環境を改善する。
3. 室内の床材、園庭の地面素材、特に遊具の周囲には柔らかい素材を選ぶ。

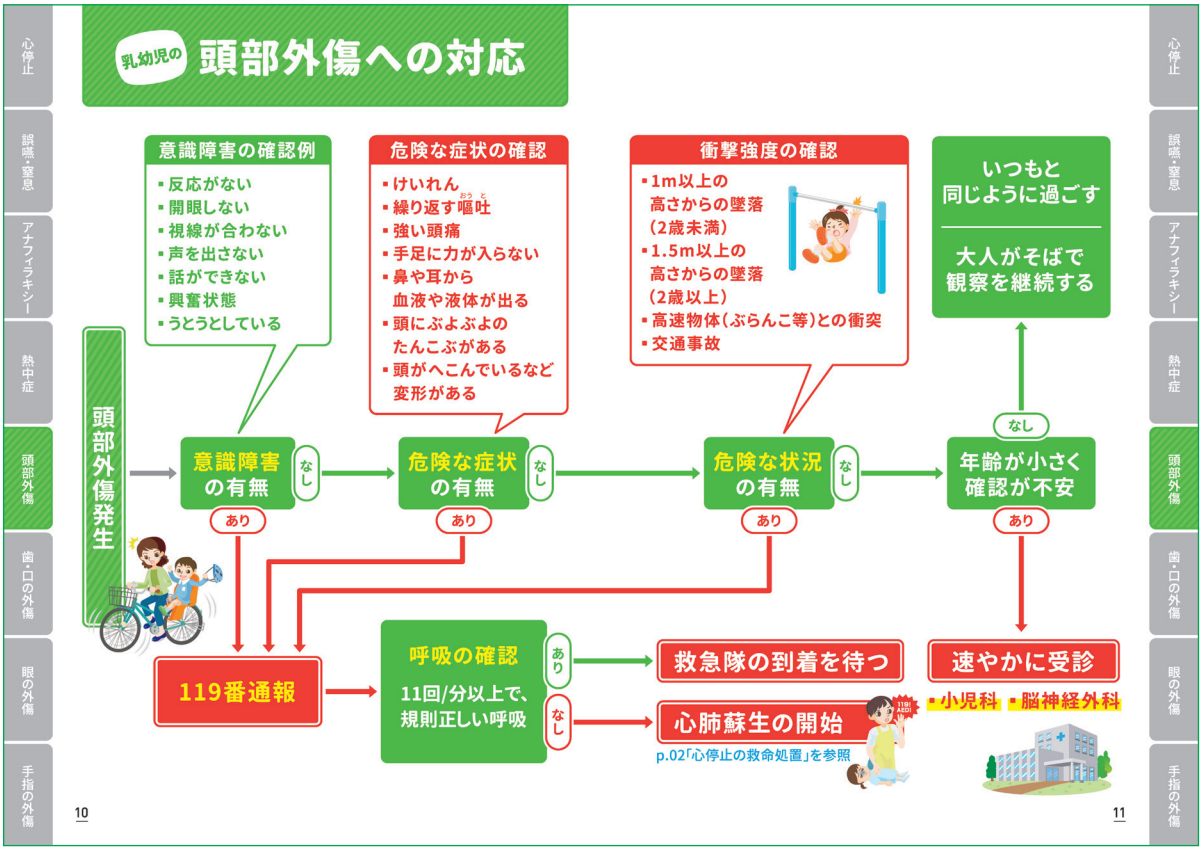
頭部外傷は命に関わることもあるので、適切に対応することが重要です。特に高所からの墜落や、高速物体（振り回した棒、勢いのついたぶらんこ等）との衝突など、高いエネルギーによる頭部外傷の場合は、けがの直後には意識障害や危険な症状がなくても、速やかに病院（小児科、脳神経外科）を受診しましょう。脳出血や脳の損傷などが発生する可能性があります。

詳しくは、『保育事故対応ハンドブック（フローチャート編）』および『保育事故防止ハンドブック（解説編）』の「頭部外傷」の項目をご確認ください。



（平成17年度～令和2年度　障害見舞金給付・333件）

幼稚園・保育所等の事故防止パンフレット『なくそう！保育中の事故』より



上記ハンドブックは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等へ次号『災害共済給付ナビ』第7号（12月1日発行予定）とともに1部ずつお送りします。データとあわせてぜひご活用ください。

【URL】https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/3026/Default.aspx

【災害共済給付オンライン請求システム】

ユーザID・パスワードに関する よくあるご質問

Q1 パスワードは定期的(年1回等)に変更する必要がありますか？

A1 パスワードは、定期的な変更をお願いします。

なお、一定期間パスワードを変更されていない場合、セキュリティの強化を目的として、ログイン時にパスワードの変更をお願いする画面が表示されます。
その際は画面の手順に従い、パスワードの変更をお願いします。

Q2 災害共済給付の担当者が変更となった場合、JSCへパスワードの変更を依頼(申請)する必要がありますか？

A2 JSCに申請いただく必要はありません。

異動・退職等により担当者が変更となる場合は、新旧の担当者間にて正確な引継ぎをお願いします。

※その他、災害共済給付オンライン請求システムに関する「よくあるご質問」については、 P.３にある二次元コードよりご確認いただくことが可能です。

ユーザID・パスワードについては、厳重な管理・引継ぎをお願いします！



【日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部地域担当窓口一覧】

担当課	担当地域	TEL	所在地
仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階 (令和5年2月に移転しております)
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163	
名古屋業務推進課	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-533-7821	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪業務推進課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6456-3601	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡業務推進課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8720	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※お問い合わせ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

発行：令和6年9月（第6号）
編集・発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター　災害共済給付事業部(調査課)